



平成30年8月24日

富士見市議会議長 尾崎 孝好 様

会 派 名 日本共産党
代 表 川畑 勝弘

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

1 期 間 平成30年8月9日～平成30年8月10日（1泊2日）

2 参加者名 川畑勝弘 寺田 玲 小川 匠

3 場所（行政視察地・研修場所）

- (1) 8月 9日（木）滋賀県野洲市
- (2) 8月10日（金）静岡県浜松市

4-1 調査・研修概要

(1) 滋賀県野洲市の概要

野洲市は、平成16年10月に旧中主町と旧野洲町が合併し誕生した都市で、滋賀県の南部の湖南地域に位置しており、西は守山市、栗東市、南は湖南市、東は近江八幡市、竜王町に接し、東西10.9キロメートル、南北18.3キロメートルに広がり、面積は80.14平方キロメートル。

市の地形は、東南部の三上山から妙光寺山、鏡山等によって形成する山地部と、山地から琵琶湖に向かって緩やかに広がる平坦地に分けられる。琵琶湖湖岸周辺には吉川緑地公園、ピワコマイアミランド、マイアミ浜オートキャンプ場等の自然公園やレジャー施設が立地している。

さらには、多数の銅鐸が出土し、「銅鐸のまち」として知られ、他にも古墳群や神社仏閣など豊富な歴史・文化遺産に恵まれた街でもある。

人口 51,013人（平成30年8月1日現在）

面積 80.14km²

(2) 研修の概要

●野洲市生活困窮者支援事業及び野洲市債権管理条例について

野洲市では、市民の生活を支えるために、様々な相談をワンストップで受け付ける市民生活相談課が設置されている。同課は、納税推進課と連携し、税の滞納情報を市民生活の再建のために活用している。債権管理条例において市の保有する債権を納税推進課で一元化し、それらの情報を元に、市民生活相談課が中心となって生活困窮者支援に全庁で取り組んでいる。

市民生活相談課の業務は、市民相談、消費生活相談、法律相談、税務相談、行政相談、やすワーク（就労支援）、生活困窮相談（自立相談支援、家計相談支援、学習支援など）であり、複雑な相談内容に対応するため様々な相談機能が集約されている部署である。

職員体制は、正規職員4名、派遣正規職員（社会福祉協議会）1名、嘱託消費生活相談員1名（消費者行政推進事業）、嘱託相談員2名（生活困窮者支援事業）、相談支援包括化推進員2名となっている。

平成30年度の予算は、法律相談が58万6,000円、消費者行政推進事業が827万6,000円、生活困窮者支援事業が2658万5,000円となっている。（国の交付金等を含む）

市民生活相談課の事業のなかでも、生活困窮者支援は大きな位置を占めている。特徴の一つとして、「生活困窮」の捉え方がある。生活困窮者自立支援法における生活困窮者の定義は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」だが、野洲市では、経済的困窮に加えて、「地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民」も生活困窮者として定義している（野洲市暮らし支えあい条例）。経済的困窮のみならず、生活困窮をより広く捉えることによって、「いつ」「どのようにして」「なぜ」生活困窮に陥るのかの視点を持ち、様々な角度から「生活困窮者」を発見し、問題の背景にまで踏み込んだ支援につないでいくことが可能となる。

事業のメリットとしては、相談をワンストップで受け止められること（コンシェルジュ機能）、何も言わなくても課題を発見できること（アウトリーチ機能）がある。前者は例えば、「1人親家庭で子どもに障害あり、自分もうつ病、親が認知症、借金あり」などといった相談の場合、市民生活相談課が軸となり、子育て支援、メンタルヘルス、教育委員会、高齢者福祉、債務整理など市役所の各部門と連携し対応する。後者は、「税金の滞納があり、失業している、子どもが不登校、借金あり」といった場合、税金の滞納状況から相談者に働きかけ、市民生活相談課へとつないでいくことができる。

税の滞納から生活困窮を発見し、支援につなげていく取り組みは、納税推進課と野洲市債権管理条例がその役割を担っている。野洲市債権管理条例は、平成27年4月に施行された。条例制定の背景としては、私債権の整理（放棄）の必要性和合

わせて、債権の一元管理によって滞納している市民の状態を総合的に把握し、生活困窮者の発見と生活再建へ向けた支援につないでいくことが必要とされたことが挙げられる。このことから、野洲市債権管理条例では、滞納は生活状況のシグナルと捉え、滞納を「ようこそ滞納いただきました」という発想に転換し、生活困窮者の発見と支援を行っていくことを大きな目的の一つとしているのである。考え方として、市民生活を支えるための財源である債権は、市民生活を壊してまで回収しないとしており、滞納を市民生活のきっかけにするという角度から、納税推進課が市民生活相談課と連携している点が、野洲市のもう一つの特徴である。ここには、「債権回収のための債権管理条例」「税の取り立てのための担当部署」といった従来の一般的なイメージはおよそ当てはまらない。

野洲市債権管理条例そのものの特徴は、条例の中で、生活困窮を理由とした徴収停止ができること（地方自治法施行令にはない）、また、生活困窮を理由に債権放棄ができること、債権管理審査会に市民生活相談課長も参加をし、生活困窮者支援の視点を入れていることがある。また、債権の一元管理を行うことによって、生活再建へのフィルターの役割を果たし、市民生活相談課と連携して生活再建への支援を踏まえた納税相談を行おうとしている点も重要である。

なぜこのような取り組みを行っているのかについては、差押えによる一時的な徴収よりも、生活再建を経て納税してもらう方が、長期的な納税額が大きいこと、市民生活の安定こそが長期的な納付意欲の向上につながるとの考えに基づいている。野洲市債権管理条例に基づく取り組みと市民生活相談課各事業が一体的に行われることによって、市民生活を支える役割を果たしている。

4-2 調査・研修概要

(1) 静岡県浜松市の概要

明治44年7月1日、面積8.66平方キロメートル、人口およそ36,000人の市として誕生。

明治から大正の時代にかけて、浜松市は綿織物、楽器、製材などの産業に支えられ順調な発展を遂げ、昭和6年には全国産業博覧会を開催するなど、近代都市への歩みを確かなものとした。しかしながら、戦争により、市域は壊滅的な打撃を受け、一時人口も4割に減少した。こうした苦境に陥りながらも、戦災の傷跡から立ち上がり、終戦からわずか3ヶ月後には市街地の整備に着手し、都市の復興に向けて一歩を踏み出した。

その後、昭和40年代には、周辺の1町18村との合併により、市域が大きく拡大するとともに、東海道新幹線、東名高速道路をはじめ、国道1号バイパスや都市計画道路などの整備が進み、現在の都市の骨格が形成された。こうした都市基盤の整備とともに、繊維・楽器・オートバイの三大産業が飛躍的な発展を遂げるなど、産業都市として築いてきた。そして、平成8年には中核市に移行、平成15年には人口60万人に達するなど、地域を牽引する東海の雄都として着実な発展を遂げて

きた。

人口 804,871人 (平成30年8月1日現在)

面積 1558.06km²

(2) 研修の概要

●自治体出資の再生可能エネルギーについて

浜松市では、東日本大震災時に、全国的に電力の安定供給に対する懸念が高まったことにより、市民の生活や産業活動を支えていかなければならないと考え、電力を持続的かつ安定的に確保する必要があることから平成24年4月に「新エネルギー推進事業本部」を設置し、エネルギーの地産地消、エネルギー自給率の向上、民間業者との連携で新エネルギーの導入で新たな政策を推進する計画を持った。

平成25年3月には、「浜松市エネルギービジョン」を策定し、『再生可能エネルギー等の導入(天然ガスなど)』『省エネルギーの推進』『エネルギーマネジメントシステムの導入(エネルギーを最適利用する)』『環境・エネルギー産業の創造』など市独自のエネルギー政策を市民や事業者などオール浜松で進める流れを作った。そこで、浜松市でエネルギービジョンの目標値を定め2030年までに、再生可能エネルギーと自家発電設備による電力自給率を20.3%の目標値を設置した。再生可能エネルギーの導入として、「バイオマス発電、熱利用」「太陽光発電、熱利用」「廃棄物発電、熱利用」「水力、小規模水力発電」「風力・小型風力発電」「小規模火力発電」などの計画を策定した。そして、浜松市内の資源である再生可能エネルギーを最大限に生かした電力の地産地消施策として、地元企業と連携し、「株式会社 浜松新電力」を立ち上げ地消システムの構築を図った。浜松新電力は、市内の太陽光発電や清掃工場の電源から電気を調達し市内の公共施設や民間需要家へ供給を行っている。市民にとっては、災害があっても電力が供給できるまちづくりと安全・安心・快適な社会生活ができる魅力ある都市づくり、企業にとっては、安定的な事業活動ができる都市づくりを目指していく。

5 感想及びまとめ

(1) 滋賀県野洲市

野洲市における市民生活相談課の事業と債権管理条例に基づく取り組みは、率直に言って大変驚きであった。税の滞納を市民の生活困窮のシグナルと捉えることや、「ようこそ滞納してくれました」という観点は、富士見市のそれと比較すると根本的に異なる捉え方である。

市民生活を支え市民の暮らしに寄り添う行政のためには、ここまでの根本的な考え方の転換が求められていることを学んだ。ここには、生活の困窮を自己責任にせず、相談に行くことすらできないといった厳しい暮らしを迫られている市民の困難に行政自らが手を差し伸べていこうとする姿が見られた。これこそあるべき姿であると感じた。

本市においても、市民のあらゆる相談に対して課をまたぎ連携を行っているとしているが、本当に各課が連携し市民生活の支援を行おうとするならば、各課をつなぐ専門の部署が必要であることもはっきりとわかった。税の収納に関して言えば、債権管理の担当課だけでは「いかに税を取るか」「いかに収納率を上げるか」といった観点に陥りがちだが、市民生活相談課という部署と連携することによって、市民にとって相談しやすい頼もしい役所となっていると感じた。本市でも、市役所の機構改革と合わせて、新たな体制を検討していくべきである。

(2) 静岡県浜松市

市をあげて、再生可能エネルギーを含む電力の地産地消に取り組んでいる状況を詳細に伺うことができたが、なによりも行政としての構えが非常に大きいことを実感した。浜松市は、自治体として規模も大きく、大きな企業が数多く立地している点で富士見市とは条件が異なるものの、市内の企業や銀行を巻き込んでの新電力会社の設立の考え方は、電力を地域で賄っていくという具体的な方策として参考になるであろう。合わせて現在は公共施設や民間事業所への電力の供給が行われているが、今後は市内の一般家庭への対応も課題となってくるとのことであった。市民が電力を地産地消できるシステムも具体的に考えていかななくてはならない。富士見市においても、太陽光発電設置をはじめ太陽熱利用システムへの補助など個別の支援メニューを広げているが、市内で電力を地産地消するという状況にはまだない。今後どのように取り組んでいけばいいのか、市民レベルでの取り組みも広く調査・検討していく必要がある。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派にて保管